

施設・研修等分科会
第45回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第45回 施設・研修等分科会議事次第

日 時：平成27年2月6日（金）15:00～16:30

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 厚生労働省が実施している「『医師国家試験事業』外5試験業務」の取扱いについて

2. 業務フロー・コスト分析に係るヒアリング

○（独）日本芸術文化振興会の劇場等の管理・運営等業務

（（独）日本芸術文化振興会）

○自動車検査（独）が実施している業務

（自動車検査（独））

3 閉 会

○小幡主査 それでは、ただいまから第45回「施設・研修等分科会」を開催いたします。

本日は、業務フロー・コスト分析に係るヒアリングとして、「独立行政法人日本芸術文化振興会の劇場等の管理・運営等業務」、「自動車検査独立行政法人が実施している業務」について審議を行います。

なお、ヒアリングの前に、12月の監理委員会において業務フロー・コスト分析に係るヒアリングの対象となっておりました、厚生労働省が実施している「『医師国家試験事業』外5試験業務」の取扱いについて、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、私から厚生労働省が実施する「『医師国家試験事業』外5試験業務」について御説明をさせていただきます。

6試験の内訳については、資料A-1の<様式8>の「講じた改善措置」の欄の一番上に記載されています。医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師といった合計6つの試験業務になっています。こちらについては、先行して、平成23年度から、民間競争入札を実施している診療放射線技師等国家試験業務と同様に、民間委託を実施するかどうかについて、以前から厚労省で検討がされておりました。今回の業務フロー・コスト分析は、その検討に資することを分析目的の1つとして分析を進めていただきました。

昨年12月9日の分科会では、分析の結果と、その後、8つの事業者から、実際に業務を委託した場合の見積を入手する予定であると厚労省は考えられていましたので、その旨を、厚労省に代わって事務局より御報告をさせていただきました。本日までの中で、その見積が集まったため、その内容と、それを踏まえ、厚労省で今後の方針を検討されましたので、その検討結果について御報告をさせていただきます。

なお、12月9日の分科会の時点では、出願者1人当たりのコストを、総費用を単純に出願者数で割る方法にて算出していたのですが、その後、より精緻に算定するために、各種試験の試験日数の相違も考慮して出願者1人当たりのコストを算定し直しております。その算定結果を用いて厚労省で今後の方針を検討されました。

見積結果については、資料A-2のA4横の紙をごらんいただきたいと思います。8社に見積提供を依頼されたということですが、内4社、資料A-2の紙の下半分に書かれているE社、F社、G社、H社の4社については、先行している診療放射線等の国家試験を含めた全12試験業務を受託することは対応できないということで、見積の提出を辞退されました。

残りの4社について見積が提出されたのですが、その結果は、資料A-2の左上の四角に、A社～D社として記載されております。医師等6国家試験業務についての見積額は、3億円台から6億円台と開きがありますが、平均額を算出すると、5億円台となっております。

一方で、現行の厚労省自ら実施している医師等国家試験業務に係るコストは、業務フロー・コスト分析の結果、集計されたコストをもとに、試験日数の相違も考慮して算定した

結果、全国で約3億円と算定がされております。5億円と3億円で、差額は約2億円で、4社平均の見積額のほうが高くなっているという状況になります。しかしながら、4社のうち最も低い金額を提示されたC社の見積額は3億円台ですので、現行の厚労省自ら実施している医師等国家試験業務に係るコストとの比較では、差額は1億円未満と、平均額よりも相当小さい数字になります。

また、先行して民間委託を実施している診療放射線技師等国家試験の現行の契約期間は、平成28年度試験までとなっております。契約期間が終了するまで、まだ2年間の時間的余裕があることから、その間、厚労省で、例えば出願受付・審査業務を全国で登録するか等、12の試験全体を通じた業務量の削減を検討し、実際に入札を行った際には、現行のコストと大差ない金額で発注できるように、検討を進めるということでもあります。

そのような方針のもとで、平成29年度の国家試験より、全12試験に係る業務について、民間競争入札を実施する方針を固めたということでもあります。厚労省では、12試験業務について民間競争入札を実施することで、国家試験の運営に係る質の向上とコストの軽減を図ることを念頭に置くことにしています。診療放射線技師等外5国家試験について、23年度から民間競争入札を実施する際に、従前の国家試験業務を専任とする定員を既に削減しており、現在、専任で試験業務を行う者はいない状況において実際に6つの試験業務を各厚生局で実施しなければならないということから、各厚生局の職員の方が兼務することによってそれらに対応しているのが現状であるということです。

したがって、12試験全体を民間委託することによって、兼務で試験業務に対応されている厚生局の職員の方々が、それぞれのセクション、課・室の担当業務に専念できるような環境をつくることで、この試験業務以外の厚生局で担当しているそれぞれの業務全体について、質の向上が図られるであろうということを想定されております。そのような背景もあり、全12試験に係る業務について、平成29年度から民間競争入札を実施することを厚生労働省で判断されたといった経緯でございます。

御報告は以上であります。

○小幡主査 ありがとうございます。

厚労省の試験業務については、業務フロー・コスト分析の結果、自ら民間競争入札をやるという報告が示されたので、今回ヒアリングには呼ばずに、事務局から報告ということになったものでございます。

今の説明内容について、御意見・御質問等ございますか。

○石堂副主査 推計の話なので、余り細かく言ってもしょうがないのかなと思いますが、今ある総額を、先ほど、試験日数の相違も考慮したというお話はありましたけれども、一旦、出願者数の単価に落として、その後は、推計単価をもとに出願者数で計算すればというところに、何かちょっと首をかしげたくなるころがあって、では、年度ごとに比較していったときに、ある試験会場で出願者数が前年よりもうんとふえたらコストは上がったかということ、そんなことは多分ないのではないかという気がするのですね。だから、出願

者数に一旦落とし込んで比較するというところまでは、何となく流れとしてはいいような気がするので、その単価が非常にキーになる数字であるということで、そこから割り出すというのは違うのではないかなという気がします。最初に言いましたように、推計でともかく何か数字がなければ議論にならぬという世界の中だとは思うのですが、出願者の単価を求め、今度は、その出願者の単価をもとにして推計していくのは、年度ごとの推移などを考えていけば、それは実態がそうならないのではないかという気がするのですけれども、どうですかね。

○事務局 先生がおっしゃるとおり、あくまでも推計の値であって、なおかつ、今回、北海道厚生局と関東信越厚生局の2つの厚生局を対象に業務フロー・コスト分析をしています。したがって、全国で8の厚生(支)局がある中のとりあえずは2つということですが、なおかつ、厚生労働省さんで6試験業務にかかるコストを、そのような形で集計をしたというのは今回初めての事です。

したがって、先生のおっしゃるとおり、過去どうであったか、あるいは、今後どうなるかという部分についても分析対象に含めたという状況にはございません。

ただ、北海道と関東信越を比較した場合、＜様式8＞の「講じた改善措置」の＜業務フローの分析＞に書いてありますが、まず受験者数の規模が相当数違います。私の手元にあるだけの資料で恐縮ですが、北海道厚生局については、6つの国家試験の平成25年度の出願者数が、単純に頭数だけを合計した数値では、平成25年度では約4,800人となっています。一方で、関東信越厚生局については、6つの試験の出願者数が約35,000人で、関東信越が全国でも一番大きい規模になっているということです。分析を進める際に、規模の大小を考えて、大きいところと小さいところを選択したといった経緯があります。

そのような形で、規模が違うということで、北海道と関東信越を見た場合、現状の業務フローに差がございます。＜様式8＞に書かれているとおり、関東信越厚生局では、「常勤職員のほか臨時職員などを活用した」ほか「会場設営や当日の試験対応などの業務はパッケージで民間業者が請け負っていただいている」と。一方で、北海道厚生局では「会場設営などの業務は常勤職員のみで対応し、民間業者の請負は当日の試験運営のみであった」ということで、北海道でも、試験当日の運営については、人手が要りますので、民間業者にも委託をしているのですが、関東信越では、もっと幅広い業務について委託をしているという形で、フローが違っています。そのようにフローが異なるのですが、前回、12月9日の分科会の際に御報告申し上げましたが、単純に出願者1人当たりのコストを頭割りで計算すると、大きな相違は出ない結果となっております。

あくまでも2厚生局ですので、他の厚生局ではどうかという部分についてはわかりませんが、先ほど申し上げたとおり、分析を進める当初のところで、一番大きいところと一番小さいところをあえて選択して、数値を集計した中で、結果として大きな相違は出ない結果になったので、ある程度そこは検討を進めるに当たっては、正しいものとして検討を進めたといった経緯でございます。

いずれにしても、民間競争入札を実施するとなると、1人当たりのコストではなく、トータルのコストで比較することになるので、ここは余り問題視する部分はないかなと思います。

○小幡主査 推計で出すときのということですね。わかりました。

○樫谷副主査 計算の仕方も、先ほどの千幾らか二千幾らかで。ただ、この中で、今の4社の平均と対比をして増額することがわかったということですが、計算すればそのとおりです。ただ、実際入札すると、一番低いところに落札するので、予定価格を超えていけば別ですけども、超えてなければそこなので、平均と比べたらいいのかなど。この書き方としてはね。それ以下なので、申し分はないのですが、この書き方が、平均というのは少し甘過ぎる。何が甘過ぎるかは別として、理論値が一番下のはずなので、そことの差を記載したほうが合理的なのかなという気はするのですけれども、それはどうですかね。

○事務局 ありがとうございます。

先生がおっしゃるとおりだと思います。口頭で御説明させていただいた中では、先生がおっしゃったとおり、最も低い3億円台との比較では、差額は縮まることを申し上げました。実際の入札を想定した場合、そちらとの比較のほうが合理的かと思います。

○樫谷副主査 質の問題とかもあるのですが、一概には言えないのですけれどもね。

○小幡主査 民間の見積というのは、何のために業務フロー・コスト分析をやったかというところ、ここにも課題のところを書いてありますように、業務フローをもっと効率的にしてから出すということになるので、今の時点で、ここで取ったのは、本当に参考でしかないと思いますので、余りこのところは、今の何で平均なのかという話もございましたし、ここはそれほど意味のある記述ではないというふうに私どもは理解しますが、いずれにしても、業務フロー・コスト分析をやった結果、民間に出していきたい。その出す過程においては、まさにここにありますように、業務フローのもう少し効率的にできるような形でということだと思っているので、よろしいですかね。

○樫谷副主査 今、主査がおっしゃったように、私ども業務フロー・コストにかかわった者にとってみたら、そういう使い方をされるのが一番いいと思いますので、細かな文章はいつでもいいとは言いませんが、趣旨は、業務フロー・コストをうまく使っていただいてマネジメントしていただくことが大事なので、そこはこれでいいと思います。

○市川事務局長 今見ていて思ったのですけれども、これは民間企業ですと、人事部とか財務部とか間接部門込みで計算するはずなのですけれども、厚生局のは、本当にラインの管理職しか入れてないので、両方で比較するのはやはり無理があるところがあるかもしれません。

○事務局 間接部門費については、どこまでを間接部門に集計するかという議論はその前にあるのですが、情報開示の指針において記載されている範囲については、間接部門費として集計をしています。資料A-3の一番右下に、コスト総合計と書かれている金額のそ

の上に間接部門費として、関東信越であれば約3百万円、北海道厚生局は、皆さんが試験のお手伝い等に関わっていることから、人件費に直接含まれているため、こちらは該当がございませんが、関東信越については、試験業務にお手伝い等も含めて、直接関わっていない方の人件費も一部間接部門費として入れているという考え方があります。

○小幡主査 ということでございます。

時間もちょっと押しておりますので、今、私が申し上げたように、厚労省様は今いらっしゃいませんけれども、今の趣旨で業務フロー・コスト分析の結果を生かして、より効率的にできるところはした形で民間に競争入札をかけていただきたいということで、こういう形の厚労省の方針に異存はないということですのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小幡主査 ありがとうございます。

それでは、次の議題に進ませていただきます。

独立行政法人日本芸術文化振興会に入室していただきます。

((独) 日本芸術文化振興会入室)

○小幡主査 続きまして、「独立行政法人日本芸術文化振興会の劇場等の管理・運営等業務」の審議を行います。

本日は、独立行政法人日本芸術文化振興会の大和田理事に御出席いただいておりますので、業務フロー・コスト分析の結果及び改善の方針について御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10～15分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○大和田理事 日本芸術文化振興会理事の大和田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

昨年11月、小幡先生はじめ5名の委員の先生方には、国立劇場及び国立演芸場を御視察いただきまして、誠にありがとうございました。

私からは、まず、当振興会の事業の概要について、資料B-2に沿って簡単に御説明させていただきます。

私ども日本芸術文化振興会は、その目的として、芸術文化活動に対する援助、伝統芸能の保存・振興及び現代舞台芸術の振興・普及の3つを大きな柱として掲げております。この目的については、資料の別紙1として、日本芸術文化振興会法の抜粋をお配りしておりますが、その第3条に規定されております。また、その目的を達成するための業務の規定が第14条にございまして、このうち芸術文化活動に対する援助に関する事項を除いて主な業務を抜き出しましたのが、資料B-2の「事業の概要」の前半部分でございます。

この中で、今回の御報告に関わる事業が、当振興会が国立劇場において実施しております、「事業の概要」1.の伝統芸能の公開、及び4.の劇場施設の貸与でございます。

次に、〈国立劇場の使命と業務の特性〉について申し上げますと、まず、第一の特性として、自らの企画によって伝統芸能を公開している、ということが挙げられます。組織としても、この主催公演を実施するために必要な体制をとっておりまして、制作部、舞台技術部にプランニング能力を有する職員を配置し、両部門が連携して主催公演を企画・制作しているところでございます。

また、主催公演以外の日は積極的に劇場施設を外部の利用に供しておりますが、国立劇場ではプランニング能力を有する職員がいるという特性を生かし、様々な技術協力を行っております。専門性の高い職員によるサポート体制が備わっていることは、国立劇場の大きな特徴であると考えております。

また、3番目に、「快適で安全な劇場施設の整備、各種サービスの充実」を挙げておりますが、国立劇場はさまざまな分野の主催公演を実施すると同時に、日替わりで貸し劇場公演を行うことも多いため、他の劇場にはない複雑な劇場運用が求められますが、その中で国立の劇場としてのステータスを高めるため、劇場施設の整備に万全を期すとともに、場内案内をはじめとする各種サービスの充実に取り組んでおります。

今回の分析は、伝統芸能の保存・振興に関わる劇場運営に論点を絞りまして、歌舞伎・文楽などを上演する国立劇場の大劇場・小劇場及び落語などの大衆芸能を上演する国立演芸場を対象に、人件費・業務委託費等の観点から取りまとめたものでございます。

分析についての具体的な説明は、総務企画部経理担当副部長の岡より御説明を申し上げます。

○岡経理担当副部長 総務企画部経理担当副部長の岡と申します。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま、理事の大和田より、国立劇場の使命と業務の特性について御説明いたしました。この使命を達成するために、国立劇場では、関係部門のそれぞれに業務の責任者として、必要な判断を下せる職員を配置して、各部門が一体となって業務を遂行しておりますが、もう一点付け加えますと、劇場施設は、実演芸術という、いわば「生もの」を提供する施設であり、また、さまざまな年齢・国籍の方が時間や場所を共有する施設であるということでございます。劇場では、例えば、出演者の病気休演や、交通事情による遅れ、あるいは、お客様同士のトラブル等々、さまざまな不測の事態が起き得ますが、このような場合にも、公演の進行を止めずに迅速に対処しなければなりません。こうした点からも、責任を持って判断を下すことができる職員を各部門に配置する現在の体制は、劇場の特性を踏まえた合理性の高いものであることをまず申し上げておきたいと思っております。

ここからは、分析結果を具体的に御説明いたします。まず、資料B-3の〈様式2〉でございますが、この資料により、分析対象業務の規模をおおよそ御理解いただけるかと思っております。

部門としては、4つに色分けいたしました。左から、公演進行を担当する制作部門、それから、舞台機構・照明・音響等を担当する舞台技術部門、そして、場内案内を担当する営業部門、さらに、施設の基礎的部分として、警備・清掃・電話交換等の各業務を管理する総務部門の、4つに分かれております。

縦の軸では、事務区分として、準備段階の仕込みに始まりまして、稽古、本番、そして、公演終了後のばらし、保守という一連の流れに区分しております。国立劇場の大・小劇場、演芸場を合わせますと、分析対象職員は約60名、委託業務は1日平均で約120ポストという規模であり、これに係るコストを積み上げたのが、〈様式7〉でございます。

次に資料B-2〈様式8〉に沿って、分析結果を説明いたします。

人件費等のコスト構造、職員の配置に関する状況については、1ページ目の中ほどの「改善が必要な事務区分」の1(1)と(2)に書いておりますが、可能な業務は民間への委託が進み、総コストに占める業務委託の割合が77%以上になっていること、また、職員の配置人数についても、最適化が図られていることを申し上げたいと思います。

少し詳しい数字をお示ししますと、「様式8別添」の2ページ目の2.(1)の表にありますとおり、大・小劇場の総コストが52,060,000円、うち委託費が40,834,000円、委託費の占める比率が78.4%となっております。

また、その下の(2)にありますとおり、警備・清掃・電話交換に当たる施設運用においては、委託費が97.3%という高い比率となっております。

また、職員の配置人数について申し上げますと、「様式8別添」、Ⅱの1.(3)「職員の日別従事人数」にありますとおり、7月歌舞伎鑑賞教室の公演本番中の職員の従事人数は舞台で2.8人、それ以外の舞台監督、美術、照明、音響、楽屋、場内案内については、全て2人を下回っておりまして、このことから冗員は存在しないということが御理解いただけるかと思っております。

以上、今回の分析から、業務の多くの部分が委託されていること、そして、職員の配置人数は最適化が図られているということを御説明いたしました。職員の配置に関し、今後一層の改善を図るための方向性について、振興会では次のように考えております。

〈様式8〉1ページ目の2.(1)に書きましたように、これ以上の職員削減は、安全性、サービス等業務の質の維持に支障を来すおそれがあり、また一体的に実施される主催公演の制作業務にも影響が及ぶおそれがあることから、単純に従事人数を減らすのではなく、方向性としては、兼務発令等による効率化を図るのが妥当であると考えます。

このような考え方に基づく具体的な取組としては、次のページの「講じた改善措置」の1.「職員の配置」にありますとおり、昨年4月には、舞台課楽屋係を本務とする職員は置かずに、舞台課及び技術課の職員が楽屋係を兼務することにいたしました。それから、昨年10月には、場内案内に当たる劇場課サービス係の職員全員に施設利用係の兼務を発令しております。兼務発令については、業務配分の適正化、人的資源の有効化に資すると考えておりまして、今後も同様の措置を検討していきたいと思っておりますが、兼務発令だ

けが唯一の方法ではございませんので、職員の配置は、組織機構全体の枠組みの中で計画的に実施し、事務効率の維持、増進を図りたいと考えております。

続きまして、個々の業務委託契約について、調達方法の改善等の状況について説明させていただきます。資料B-2<様式8>の2ページ目「講じた改善措置」の2.を御覧ください。まず、清掃業務については、平成23年度から、国立劇場及び国立演芸場がある隼町地区と渋谷区千駄ヶ谷にございます国立能楽堂の調達を包括化いたしました。これにより、包括化前の契約額に対して、10,989,000円のコスト削減効果が認められました。

それから、電話交換業務については、平成25年度から、同じく能楽堂と調達を包括化いたしまして、1,355,000円のコスト削減効果を認めております。

複数年化の取組としては、警備業務を平成20年度から、場内案内業務と清掃業務については21年度から、電話交換業務については23年度から、それぞれ複数年契約に移行させております。

なお、舞台・楽屋、照明、音響の各業務についても複数年契約に移行する予定となっております。

その他契約方法の見直しとして、平成22年度より、警備業務について総合評価落札方式を導入いたしました。また、舞台保守業務については、実態として競争性が存在しないということで、平成25年度より一般競争から随意契約に移行しております。

以上、申し上げました契約の改善については、<様式8>の別紙5御参照ください。業務委託契約の改善に係る今後の取組としては、<様式8>の2ページ目<今後検討>に列記しましたように、まず、直近の調達で1者応札となっております清掃業務については、他機関の調達例も調査しつつ、総合評価落札方式の導入を検討したいと考えております。

また、舞台・楽屋業務については、業務の専門性を考慮した上で、契約監視委員会で競争性の有無を検証の上、随意契約導入の可否について判断したいと考えております。

大変駆け足で申しわけございませんでした。以上、当振興会が実施いたしました業務フロー・コスト分析についての説明を終わります。

○小幡主査 ありがとうございます。

先般は見学に行かせていただきまして、大変参考になりました。ありがとうございます。

ただいまの御説明の内容について、御質問・御意見等、委員の方から御発言はございますか。

○樫谷副主査 業務フロー・コスト分析を活用していただきまして、ありがとうございます。

直接この関係の質問ではないのですが、業務フロー・コスト、大変な作業の中でつくっていただいたのですが、その中で、あれのよかったところですね。あるいは、これはまだちょっと問題だなというようなところがあつたら、思い当たることで結構ですので、御説明いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○岡経理担当副部長 特定の事について取り立てて思い当たることはございません。劇場特有の事情として、競争が成り立ちにくいということは一面としていえるのではないかと思います。従来はできる限り競争をすべきだという観点から、かなり無理して競争にしてきたところも分野によってはあるわけですが、改めて、今の実態を踏まえて、ふさわしい契約形態を検討しなければならないと考えます。契約監視委員会などでも、先生方から同様の趣旨の意見を頂戴しておりますので、この点はぜひ検討したいと考えております。

○樫谷副主査 こういうコスト分析を使って、そういう説明責任もうまく果たせるかもわからないということですかね。

○岡経理担当副部長 はい。

○小幡主査 まさに業務の特徴にそれぞれ対応した形でのコストの削減ということを考えておられるということですね。

○岡経理担当副部長 はい。

○浅羽専門委員 御説明ありがとうございます。

私から1点だけ、それが悪いとかいうことではなく、純粋な質問で、業務委託費の概況のところ、資料B-2の4ページ目で、先ほど御説明いただいた2.の「業務委託費の概況」ですけれども、母数が、大・小劇場が大きいので、全体として、ほとんど大・小劇場の比率のほうに寄っているのですけれども、演芸場との違いが結構あるのだというのが、私これを見た最初の率直な印象ですけれども、いろいろ事情があるとは思いますが、大・小劇場と演芸場との間で、決定的な何か構造の違いがあるのでしょうか。

○大和田理事 特に大・小劇場の場合には、舞台転換等の実務に当たる人員が大変多く、これらの業務を委託している関係で、委託比率が高くなっております。演芸場の場合は、落語、漫才といった話芸が中心ですので、舞台上の大道具も限られており、歌舞伎や文楽に比べると、舞台転換のための人員がほとんど要りませんので、このような事情から、資料のような比率になっているのかと思っております。

○岡経理担当副部長 少々補足いたしますと、この表の中で、大・小劇場と演芸場のコストそのものの差としては、それぞれの劇場の調査期間が違うという点もやや影響しています。基本的には、今、理事の大和田が申したとおりでございます、館毎の事情によるものかと思います。

○石堂副主査 清掃業務が1者応札だということで、今回、総合評価落札方式を検討されているということですが、要は、どうして1者しか来ないのだろうかということをお考えになったのだと思いますけれども、今は一般競争入札、価格競争でやっている。それを総合評価に変えると、ほかに業者が来るだろうというような、余りストレートに、そうすれば業者数がふえるはずだということでもなさそうな気がするのです。それが1点と、要するに、今まで1者応札であることをどう分析されているかということです。その中に、もしかして、場所がこういう劇場ということで、清掃業務というえてしてみんな一緒に聞

こえるけれども、何か特殊性があるのだろうかということについて、ちょっとお伺いできればと思います。

○大和田理事 特殊性としては、主催公演、貸し劇場の上演に合わせ、日々変動する時間帯に清掃をしていかなければいけませんので、人員配置の面での特殊性はあるかと存じます。

○岡経理担当副部長 公演のスケジュールに応じて清掃時間が変わるという説明を今申し上げましたが、公演による違いは当然ありますけれども、同じ公演であっても日によって変わるというような、きめ細かな対応が望まれてくることもあろうかと思えます。

それ以外に、劇場に敷かれているじゅうたんの清掃について、高級じゅうたんの清掃実務実績を求めるといようなこともあるのですが、この点についても、決して特殊な高い技術を求めるものではありませんので、競争性は十分あるのではないかと考えております。

○小幡主査 ほかにございますか。

○稲生副主査 ちょっと見当違いかもしれませんが、資料B-2の12ページ目の別紙5-P1に業務委託の契約状況がございまして。中ほどに、大劇場舞台保守業務、小劇場・演芸場舞台保守業務、要は、保守業務がありまして。結局、B社とC社で、それぞれの劇場部分である種のすみ分け化がなされてしまっていて、保守業務ということで一般化させていただくことが可能であるとすれば、何となくB社・C社ですみ分けができ過ぎのような感じもしまして。この業務2つをまとめて、B・C一緒に競争するとか、そういうのはできないのでしょうか。要は、実態として、競争性がないのはもちろんわかるのですが、けれども、もし、仮に、保守業務というものがある種の類似性があるのであれば、両方まとめてしまうといようなことも素人は考えてしまうのですが、この点、大・小劇場、演芸場ということで、大分違うのでしょうか。

○大和田理事 例えば大劇場で申しますと、さまざまな電子部品を用い、舞台機構の多くをコンピュータ制御しているため、そのシステムの情報開示がないと保守ができないという事情があります。舞台機構の納入会社からは、自社の独自開発部分のシステム情報は開示できないという申し出をいただいておりますので、そう申しますと、保守はその情報を持っている会社以外では実施できないということで、現状随意契約になっているということでございます。

○岡経理担当副部長 少々補足いたしますと、私どもの契約監視委員会におきましても、この件については先生方で御議論いただき、今大和田が申しました、一種のブラックボックスのような形でパテント等が入っていることについては、その納品業者に限られるのは致し方ないことではないかということの議論が既になされておりました。

○稲生副主査 ちなみに、耐用年数というか、また、新たな設備投資が行われると、また、そこで競争をして、新しいシステムに切り換えると思うのですけれども、例えば、大劇場のほうで言うのとどれぐらいなのでしょう。つまり、結局、B社の独占になってしまうと思うのですけれども、あと何年ぐらいなのでしょう。かなり長いものなのですね。

○岡経理担当副部長 そうですね。国立劇場は開場して49年目ですが、基本の躯体は変えてないです。もちろんパーツで傷むところの年数で更新するものはあるのですが、全体としては開場当初のものがそのまま使われていますので、寿命としてはかなり長いものでございます。

○稲生副主査 致し方ないということですね。事情は承知しました。

○引頭副主査 2点だけ質問させていただきます。

1点目は、職員の方の数を減らすのは得策ではないということで、いろいろな業務において兼務を推進したというお話があったかと思えます。業務量の適正化というご説明でしたが、具体的に、例えば、残業が減ったとか、何か別の指標で、業務の適正化を示すものがあれば教えてくださいというのが1点目です。職員の兼務に関する質問です。

2つ目は、大・小劇場の委託率が77%で非常に高いことは理解しています。ただこの77%という数値が、過去からずっとそういう水準だったのでしょうか。それとも近年上昇してきたのでしょうか。その状況および背景について教えてください。補足しますと、12ページの契約状況を拝見しますと、過去から金額が上昇しています。委託率は、結局、トータルのコストに対して外部に委託した分がどの程度かを示したものですので、金額が上がっていれば当然委託率は上昇します。ですが、実際に委託されている業務量等はどうなっているのか、その辺りについて少し御説明いただければと思います。

○小幡主査 今ないものがもしあれば、後日、それは事務局に伝えていただければと思います。

○大和田理事 残業に関しては手持ちの資料がございませんので、即答できかねるのですが、業務委託に関しては、私の感覚として申し上げますが、全体として、委託する範囲が大きくなっており、方向性としては、職員が減って委託に換わる、業務委託を進めていくことで職員を減らした、と逆の言い方もできるかもしれませんが、委託部分の増加に伴い、必然的に金額も上がっていくということかと思えます。

○引頭副主査 業務量が違っているということですね。

○岡経理担当副部長 そうですね。少々補足いたしますと、一例として、12ページの下から4つ目の案内業務がございまして、これについて、縦に見ていただくと、下のほうが複数年契約ですので、数字を割らないといけないところがあるのですが、単年当たりで見まして、増加傾向にあるのではないかと思います。これについては、平成19年度と一番下の26年度で比べまして、委託契約上のポストが6増えております。大体1年当たりのコスト増が18,900,000円ということになるのですが、ひとつには、これは職員の配置人数抑制という意図を受けた措置でもあるといえると思います。これまで求められてきた総人件費削減等を受けて、委託のポスト数を増やさざるを得ないということがございまして、場内案内の職員について申し上げますと、平成19年度には、専任職員だけで3人おりましたが、26年度では兼務で2人という状況になっております。これは一例を出しましたが、全体的に職員が減らされてきている中で、委託にある程度持っていかなざるを得ないという

ところが、結果的には委託部分のコスト増になっているという構造はあろうかと思えます。
○小幡主査 そろそろ時間が来ておりますので、まとめたいと思えます。

今の話も、民間委託できるところはどんどん進めていращやるといような結果も反映していることかと思えます。私ども見学に行かせていただきましたが、やはりこういう舞台という業務との関係の難しい、どうしても民間委託できないところはおありだと思えますが、そうでないところはかなり努力して民間委託を進めていращやるのではないかと思えます。

保守業務のところは先ほどもございましたけれども、専門的で随契に、無理やり一般競争入札してもという、そこはその判断でよろしいかと思うのですが、どうしてもコストとの関係で競争が働かないという問題がございますので、監視委員会がおありですね。

○岡経理担当副部長 はい、契約監視委員会があります。

○小幡主査 そういところできちんと監視をしていただいてというふうなことはぜひやっていただきたいと思えます。

実は、本案件は、基本方針別表で、業務フロー・コスト分析の結果を踏まえて、民間競争入札の活用を検討するとされていた事業でございます。ただ、本日の議論を踏まえますと、民間事業者を活用した効率的な業務実施の検討や分析結果を活用したリソースの再配分など、既に一定程度の業務改善が行われているという状況は確認できると思えます。したがって、別表からの記述は削除することにさせていただきますと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小幡主査 ただし、行政事業レビューにおいて競争性の問題が指摘されております「清掃業務」については、平成27年度以降のヒアリング対象事業として、改善要請をすることといたしまして、監理委員会として、引き続き、独立行政法人日本芸術文化振興会の取組に対するフォローアップという形で、そちらのほうは実施していきたいと思っております。

○岡経理担当副部長 少々補足いたしますと、次年度の清掃業務の入札については、今日現在で2者申し込む予定であり、少なくとも競争性は担保されたということかと思えます。

○小幡主査 わかりました。それはフォローアップという形で、こちらが監視していくことにさせていただきます。

○岡経理担当副部長 改めて、御報告させていただきますと思えます。

○小幡主査 では、本日の議論の内容については、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料を整理したいと思っております。

整理したものを、事務局から監理委員会の本委員会に報告をお願いすることになります。よろしいでしょうか。

もし、委員の方で、さらに、確認事項がございましたら、事務局にお寄せいただければと思えます。

事務局から何かございますか。

○事務局 何点かお答えが不十分な部分がありましたので、事務局から、整理すべき点について御連絡いたしますので、そちらについて御回答をよろしくお願いいたします。

○岡経理担当副部長 承知いたしました。

○事務局 その結果については、今日の出席の委員の方々に共有することといたしますので、よろしいでしょうか。

○小幡主査 よろしく申し上げます。

それでは、事務局とやりとりをお願いしたいと思います。

それでは、独立行政法人日本芸術文化振興会の皆様におかれましては、御出席ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

((独) 日本芸術文化振興会退出、自動車検査 (独) 入室)

○小幡主査 続きまして、「自動車検査独立行政法人が実施している業務」の審議を行います。

本日は、自動車検査独立行政法人の小田理事に御出席いただいております。それでは、小田理事に業務フロー・コスト分析の結果及び改善の方針についての御説明をお願いしたいと思います。御説明は10～15分程度でお願いいたします。

○小田理事 それでは、最初に御挨拶を一言申し上げたいと思います。

本日は、このようなヒアリングの機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

当法人では、昨年1月から、内閣府の皆様方、委員会の皆様方の御指導を仰ぎつつ、業務フロー・コスト分析を進めてまいりました。5月から8月にかけて、当法人の八王子・足立・川崎の3事務所で、検査工程ごとにかかっている時間を計測しまして。また、11月には委員の皆様方、内閣府の皆様方に足立に直接来ていただきまして、実地に検査の状況をごらんいただきました。誠にありがとうございます。

その後、3事務所の結果を業務フロー・コスト分析に沿って検討しましたところ、改善する余地があることが判明しましたので、詳しくは部長の西本から説明させます。

大変有意義な結果が得られたと思っております。今後、これを当法人、理事長は民間出身でありますので、こういった業務改善、経費削減に非常に関心が高いトップでございます。このトップのもと、この手法を用いて、さらに、一層改善を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○西本企画部長 それでは、私、西本から資料の御説明をさせていただきたいと思っております。

資料はC-2をごらんいただけますでしょうか。1枚めくっていただきまして、1ページ目、私どもの継続検査業務の概略でございます。継続検査は、乗用車であれば、新車か

ら3年、その後2年という形で実施するものでございまして。流れとしては、この絵の左上にあります、これは国の運輸支局・登録事務所、全国にございますけれども、こちらに来ていただきまして、まず受付をいたしまして、その後、この下にございますけれども、私どもの検査コースに車を持ち込んでいただいて、受けるという形になってございます。

この流れですが、まず最初にいわゆる車検証と車が同一であることを確認いたします。これは成り済ましというのがあり得ますので、これを防止するというところでございます。それから、外観検査。これは方向指示器や何かといった信号灯火などを含めて、外観から保安基準不適合となるような、例えば改造がなされていないかといったもの、これは全般にチェックをしております。同時に、これがディーゼル車でありましたら、ここで同時に黒煙の検査を実施いたします。

次に、検査機器による検査で、サイドスリップ、これはホイールのアライメントでございまして。それから、スピードメータ、ヘッドライト、ブレーキ、こういったものを、機器を使って検査をする。

その次に、6番になりますが、これはガソリン車の場合ですが、ガソリン車の排気ガスの検査をいたします。

その次に、下回りとございますけれども、こちらは、ピットという下が掘ってございまして、職員が中に潜っております。その下から車両の下回りのチェックをする。そして、最後に審査結果。それぞれの結果を見て、全て合格であれば合格という形で出しまして。

そうしますと、それを持って国のほうの受付に戻っていただきますと、車検証が交付される。そういう流れになってございます。

この中で、検査機器は基本的に自動で行われておりますので、職員は外観の最初のところ、それから、ピットの中、そして、最後の総合判定というところに人がおりまして、かつ、複数のコースを掛け持ちしたりという形で運用をしております。

それから、次に2ページ目でございます。

まず今回の私どもの業務フロー・コスト分析の実証した結果、先に結論から申し上げますと、受検者は認証工場さんで整備を受けてから受ける場合と、ユーザー本人がお持ちになる場合とございます。この2つの場合、保安コース、先ほどのコースの占有をする時間に差異があるということでございます。したがって、複数コースあるような事務所の場合、認証工場専用コースを設けることによって、このユーザー受検の影響を排除できればスムーズになって、1台当たりのコース占有時間を認証工場にして40秒程度短くすることができる余地があるのではないかとございまして。これで、全体に前倒しで受検をしていただければ、場合によっては、保安コース1コースを例えば早めに閉める。計算上は1時間ぐらいと出ているのですが、早めに閉めて、その一部職員がデスクワークに移ることによって、残業を減らすことによって効率化ができるのではないかと。そういう結論を今

回得たところでございます。

検討の経緯ですけれども、まずは私ども調査の対象として、全国的に平均的な業務量を持っております八王子の事務所を選定して、調査を行うとともに、それから、事務所ごとの違いとして、業務量の多い足立事務所、少ない川崎事務所、これを併せて調査をいたしました。

それから、時期ごとの違いを見るということで、八王子について通常期である5・6月、繁忙期、少し業務量の多い7月、逆に少ない8月、この調査を行っております。その結果、事務所ごとの違いは見られないものの、逆に、時期ごとに、特に閑散期である8月に、その他の時期よりも早い、差異が見られるという結論がございまして。これを詳しく調査した結果として、先ほどの結論に至ったということでございます。

以下、データを用いて簡単に御説明をいたします。

次の3ページをごらんいただきますと、こちらは、先ほど申しあげました事務所ごとの結果でございます。八王子・足立・川崎のそれぞれの検査項目、そして、その検査時間の合計と、それに待機を含めた保安コース占有時間の合計の時間がございます。こちらですけれども、検査時間、保安コース占有時間、いずれもほぼ同等となっております、その意味で事務所ごとの差異は見られないのではないかという結論に至っております。

次に4ページをごらんいただけますでしょう。

こちらが時期ごとの比較でございます。各検査項目ごとに計測をした時間とその合計です。そして、それに待機を加えた占有時間を示しておりますけれども、これを見ますと、実は、5・6月は前期間より少し長くなっております。これはちょっと分析をしたところ、トラックがちょっと多かったということで、トラックは見るところが多いものですから時間がかかるということで、原因がわかるのですが、一方で、8月が全体に比べて短い。これは検査に何か特有の事例があるということではございませんで、ここに効率的に実施をされている可能性といえますか、要因を分析する意味があると考えた次第でございます。

次に5ページです。こちらは参考ですが、それぞれの季節ごとの業務量でございます。5・6月、少し差はありますが、7月が多いのに対して、8月が少ない、その中間が5・6月、そういった形になってございます。

その次の6ページをごらんいただけますでしょうか。先ほどの8月の検査時間が短い要因は、現場の肌感覚として、受検者ごとのコース占有時間の違いが影響しているのではないかと。つまり、冒頭に申し上げたとおり、ユーザー本人が受けられたりすることが多いために不慣れな方が多いのですね。そうしますと、コース上で私ども職員が御説明をしたり、あるいは、検査の際に必要な操作をしていただく必要があるのですが、そういった場合に少し戸惑う、そういったことがございまして、時間がかかることが多いわけです。これが混雑をしている時期、混雑をしますと、当然車が並びます。そういったときに、本来であればスムーズに進むはずの認証工場の受検者が、前のユーザー受検者の影響を受けることが考えられる。一方で、空いている時間であれば、そこに並んでいる可能性が少なく

て、逆に、影響が少ないのではないか。その差異が出ている可能性があるのではないか。ある意味仮説を立てるということでございます。

このデータは八王子事務所における認証工場とユーザー受検の比較となっております。これによりますと、ユーザー受検は、先ほどのような受検方法の説明などによりまして、認証工場受検に比べて、コース占有時間が57秒ほど長くなっていることがデータからはわかっております。つまり、ユーザー受検者は、コースを流す上でのボトルネックとなっていることは、数字でも見えたということでございます。

次の7ページは検査場の図ですけれども、ユーザー受検の比率が、現在、私ども継続検査の台数に占める割合が約30%（3分の1弱）でございます。大体コースの中には3～4台、多いときには4台程度車が同時に存在しておりますので、平均的に見ると、ユーザー受検の車両が1台は必ずいるという状況、もちろんばらつきはあるのですが、ということになりますので、何がしか常にユーザー受検者の影響を受けている可能性が高い。ということは、このボトルネックを解消することは非常に効果が出るのではないかと期待されるわけでありまして。

次の8ページは、話題が少し変わりますが、先ほど、5・6月でトラックが多くてということをお申し上げしました。トラックの受検のデータも御参考までにごらんいただきますと、検査時間・占有時間いずれも全体に比べて長くなっております。したがって、こちらについても、本来であれば、例えばボトルネックの解消を図るべき対象ではないかということになるのですが、実は、トラックは車体が大きいものですから、ある程度特定のコースで分けて、これは大小兼用コースと呼んでおりますけれども、このコースで処理をしている関係で、ある意味分離をして処理をしている。ボトルネックの解消はそういう意味では行われているというところがございます。

次の9ページに移っていただきます。ユーザー受検の話に戻りますと、冒頭も申し上げましたように、対策としては、複数コースを持つ事務所について、ユーザー受検を特定のコースに振り分けて、他のコースに認証受検の専用コースを設けることにすれば、全てではないにしても、専用コースに入った認証工場受検者は効率が上がることになります。この状態は、要するに、ユーザーの影響を受けない状態ということは、ある意味、今回の調査で言えば、8月期（閑散期）の状態に通年としてなると期待されるのではないかと。

そうしますと、9ページのデータをごらんいただきますと、全期間と8月期の差を見てもみますと、コース占有時間に約40秒の差がございます。ということは、専用コースを設けることで、認証さんの検査時間を1台あたり約40秒、単純に言えば、40秒短縮することができる可能性がある。そうしますと、これを前倒ししてどんどん詰めていけば、最後に残った時間で、一部職員がデスクワークに移れるのではないかと、そういう理論になってございます。

次に10ページをごらんいただきます。こちらは現状の八王子のコースレイアウトになってございます。一番下が新規コース。これは新車、新規検査ですね。これは基準の適合性

審査を全て一からやりますので、こちらに別に設けております。それから、改造した車が受ける構造等変更検査についても、同じように1コースで実施をしております。それから、2コースは、先ほど申し上げたトラックの専用コースで、大小兼用コースと呼んでおります。そして、3コース・4コースがマルチと呼んでいますが、主に乗用車を対象としたコースとなっております。

このコースについて、次の11ページにあります。例えば3コースにユーザー受検を寄せまして、4コースは認証工場受検専用にしてしまうということで、4コースだけですが、効率化が図れるのではないかと今考えているということでございます。

そして、12ページは御参考ですが、今回、併せて測定をしました足立事務所のコースレイアウト。こちらは業務量が多いものですから、コース数も多くなっております。

そして、次の13ページは川崎事務所。こちらは業務量が少ないものから、単純な3本のコースで実施をしているということでございます。

14ページでございます。そういうことで、私も、この認証工場受検専用コースを設定することを実際に実施して、その効果を見てみたいと考えております。

ただ、コースの運用を変更するのは、実は、受検者の皆さんへの周知が必要であったり、あるいは関係団体への御説明が必要でございます。慎重にということで、当面、一部の事務所で運用する。そして、課題を整理して、対策を講じた上で、全国に広めていく。そういったことを考えております。その意味で、もう既に1月より、八王子事務所では取組を開始しております。早いうちにこの課題を取りまとめて、対策を講じて、次年度後半には、全国準備の整ったところから運用を広めていきたいと考えているところでございます。

それと同時に、②として、今回、一部事務所ですけれども、検査の細かい時間測定ができました。ある意味、標準作業時間といえますか、こういったものを把握することができたわけでありまして、これを何らかに活用することも考えてみたいということでございます。

最後に効果ですが、先ほどの認証工場受検の分離、1台40秒程度ということで、単純に計算をいたしますと、実は、1事務所1コースについて、1日約1時間程度早く閉鎖することが可能と見られておりまして、その分の超過勤務を単純に計算しますと、年間、約4,000万円程度の支出削減効果が期待されるのではないかと。これは実際やってみたいと思っております。効果を何とか出したいと思っております。

それと共に、先ほど申し上げた標準作業時間は、あくまで標準ですけれども、それぞれ別の事務所で同じように測ってみて、早いところについては、何らかベストプラクティスがあるのではないかと。あるいは、遅いところについては、何か要因があるのではないかと。そういったことも併せて検討していきたいと考えているところでございます。

資料の御説明は、以上でございます。

○小幡主査 ありがとうございます。

見学も、ちょっと私は行けなかったのですが、ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問・御意見のある委員、よろしく願いいたします。

○川澤専門委員 御説明どうもありがとうございました。

2点だけ質問をさせていただきたいのですけれども、今回、5・6月と8月期ということで、月によってかなり繁閑があらわれているように伺いました。改善措置としても、そういう状況を踏まえて御提案されていらっしゃるかとは思いますが、素人考えで恐縮ですが、例えば、時期に応じて繁閑を緩和するために、価格の弾力性をつけるといったようなこともできるのでしょうか。

例えば、高速道路料金で、渋滞を緩和するために価格の弾力性を図るといような、そういうイメージですが、そういうことは可能なのか。公定価格で決まっているので難しいということがあらわれるのかということ、そこが1点。

今回、例えば検査官補とか、検査官といった形で、幾つか職位ごとの日数を測っていたかと思うのですけれども、恐らく検査官補の方が従事時間がかなり長くなっているのかなと思ひまして。例えば、検査補助員とか、検査官といった形で、少し業務分担をすることで繁忙を改善することができるのか、その辺り、2点お願いいたします。

○西本企画部長 1つ目の価格弾力性の件ですけれども、御指摘のとおり、季節ごとに波がございます。これは、結局、継続検査が最初の新規検査から何年、何年ということに来ておりますので、どの月に売れたか、最初の新車が売れた時期が、例えば3月の決算期で大変車が売れると、そこにどうしても次の検査が集中してくるといようなところがやはりずっと影響してきています。なるべく早めに来ていただく。検査の有効期間は1か月前から来ても短くならないということがあって、なるべくそういった平準化という努力はさせていただくのですが、最初の波はどうしても影響は残るのではないかと考えています。逆に、早く来ると、期間が縮んでしまうので、なかなかそこは解消が難しいのかなと。一方で、私どもは、国の業務といいますか、法的に義務化された検査を受検していただくということで、いつでも受けられる体制、同じ条件で受けられる体制という意味で、価格といいますか、検査手数料は政令で定められているというところもございまして、その趣旨から、差を設けるのかどうかというところは、なかなか難しいところがあるのかなと考えているところでございます。

それから、もう一点、職位のほうですね。検査官、それから、検査官になる前の修業をしている検査官補、それから、検査補助員は非常勤職員でございまして、いろいろな職種の間に入っております。当然、検査官のほうが経験が豊富でございまして、さらに、所長がその中でも一番経験が長い者であります。そういった中で、例えば、所長が一番最後の総合判定、これは全体を見渡す立場ですので、そこに役割を置いて、ベテランの検査官は継続検査とか新規検査、構造等変更検査とあるのですが、新規とか構造等変更検査は、非常に複雑な基準を一からチェックをしなければいけない。そういったところにはベテランを置き、そして、まだ修業中の検査官補とか非常勤の補助員は、継続検査のほうに当たらせるといった大まかな業務分担は各事務所ごとにはしてきているところでございます。

○小幡主査 ほかには。

○樫谷副主査 業務フロー・コスト分析を使っていたかまして、ありがとうございました。

とりあえずは保安コースの占有時間の改善をしていこうと、こういう話ですが、それ以外に、3ページとか4ページを見させていただきますと、例えば3ページだと、八王子事務所の同一性の確認が27秒、足立が20秒、川崎事務所が16秒なので、これは規模と外観、同一性の確認はあんまり関係ないかなと思うのですね。外観検査もそうなのかなと。機器などはいろいろあるかもわかりません。下回り検査も、トラックが多いとか、構成によって違うかもわかりませんが、この辺については、せっかくこういうふうにつかんでいただいているので、さらに、突っ込んで、恐らくそうやっていただけると思うのですけれども、標準時間のお話をされていましたが、ぜひ、これを活用していただいて、その原因を分析していただいて、その上で改善をしていただけたら、非常にいいのかなと思いますので、その辺はどうお考えなのでしょうか。

○西本企画部長 ありがとうございます。

3ページのそれぞれの事務所、総合計は変わらないようになっているのですが、それぞれの時間が違うのは、これは中を少し見たところ、例えば外観あるいはピットといいますか下回りですね。こちらは検査官補であったり、非常勤職員である検査補助員がやったりするわけですが、これは事務所ごとにその置かれた状況で違ってくるのですが、そういった担当する人間によってやはり時間が少し違ってきます。検査官補は検査官になる前の休業中の身ですから、少し時間がかかったりする場合があります。あるいは、検査補助員は、非常勤職員は実は多くが、例えば整備工場ですとやってきて、リタイアされたOBの方で、時間のちょうど合う方呼んできてと、そういった方ですと、少し高齢な方が多いものから、逆に、動きに少し時間がかかる場合もございます。そういった個人差部分があるのかなというのは、今回のデータでは少し見てございますが、ただ、もちろんご指摘のとおり、この数字が、例えば少し無駄な動きをしてないかとか、そういったことはちゃんと見ていく必要があるかなと思っておりまして、その意味で、最後、結論に出しました標準作業時間は、まだ一部のデータでしかないのですが、少しずつ増やすことで、それと比較してどうかというのを他の事務所でも見ていくことで、もし、何か無駄な動きがあれば改善していくことにはつなげていきたいと思っております。

○樫谷副主査 非常にいい取組だと思いますので、もちろん標準の中身も変えていかなければいけないかもわかりませんが、標準を見て、その指導もしていただいて、研修もしていただくということで、より標準に近づける、また、標準の改善もしていくというプロセスをとっていただくと、こういう把握をしたところがあると思います。

これはどうなのですかね。できれば、定点的に、毎年なのか、2年に1回か、3年に1回かわかりませんが、そういうふうに何年かに1回やっていただくと、少なくとも改善状況がわかりますので、そんなような努力も、その改善したことについての説明をぜひしていただきたいと思っております。

○小田理事 ありがとうございます。

ぜひ、この件については、今後も定期的に、対象事務所も広げまして観測をしていきたいと思っております。

また、適宜、御報告もさせていただきたいと思っております。

○樫谷副主査 こういう見える化してきたら、ユーザー車検と認証工場車検が混ざっていると効率が悪いというのは何となく直感ではわかるわけですが、こういう分析をすることによって、具体的に何秒違うというようなことがわかることは非常にいいことだと思いますし、それはある意味では同じ物差しで、マネジメントの方と現場の方と同じ情報を共有できたと思うのですね。今度、それをどうやって詰めていくかという作業も、同じ業務の中でやっていただくと非常にいいのかなと。民間の手法だと思いますので、そこは継続的に使っていただけたら、業務フロー・コスト分析に関与した者にとっては非常にうれしいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○西本企画部長 誠にありがとうございます。

○引頭副主査 御説明ありがとうございます。

今の樫谷副主査の話とつながるのですが、私も見学させていただきましたが、今回は、大変よい御報告をお伺いしたと思っております。よかった点は、待機時間に着目して、業務フローを改善されたわけですが、非常に工夫されていると思います。さらに、衝撃的な4,000万円の経費削減という試算もされています。ただ、これはあくまでも試算ということですので、これが本当に実現できるかどうかは、今後にかかっていると思っております。

例えばですが、今回の3つの事務所のうち、川崎は業務量が半分小さく、またラインも3つしかありません。それぞれがトラック用と新車用と乗用車用となっており、こうしたなかでどこかのラインに寄せることが可能なのか、という疑問が生じます。

このようにみますと、業務量がそこそこある八王子でできたようなやり方と同じやり方ではうまくいかない事業所もあるのではないかと思います。かなり工夫をしませんと、4,000万円のコスト削減には到達できないのではないかという印象を少し持ちました。そういう意味では、樫谷副主査がさっきおっしゃったように、業務フローの改善に取り組まれている過程でさらにいろいろな工夫をされるのだと思いますが、是非との取り組みについて、また教えていただけると、非常にありがたいと思っております。いろいろなやり方をトライ・アンド・エラーで追求していただければ非常に良いのではと思いました。

○西本企画部長 ありがとうございます。

今の御指摘の中で、川崎は3コースしかなくて、マルチという乗用車のコースは1コースしかございません。そういう意味で、実はこの試算は、マルチのコースが複数あるコースだけの事案になっています。全国93事務所ございますが、その中の49事務所が複数ございます。そこでの試算になっております。

ただ、御指摘のとおり、それ以外の事務所はいいというわけではなくて、標準作業時間なども使って工夫はしていきたいと思っております。

○小幡主査 ほかにはいかがでしょうか。

こういうふうにもいろいろ検証していただいて、実際の削減に生かすというような形で動いていただくのは、大変ありがたいことだと思います。

サンプルの取り方とか、事務所はもっとたくさんありますね。

○西本企画部長 あります。

○小幡主査 素人考能的に言いますと、その事務所による差が、トラックが多いとか、何かありそうな感じもいたしますし、それから、先ほどのそもそも大規模なところと小さなところでは、効率化のソリューションのところは、とるべきものが余りなかったりとか、いろいろ差がありますね。

今後、もっとさらに大きく捉えると、事務所ごとの人員配置とか、そういうことまで全部含めて、さらに進んで、業務フロー・コスト分析をして、たくさん事務所がある中で、どこにどういうふうに配置するのが一番よいかとか、ソリューションもさらに複雑になれば、もっとおもしろいことにできるかもしれないなどと思ったので、これは一つのこういうサンプルをお取りになった結果だと思いますけれども、さらに進めていただければと思います。

八王子と足立と川崎は、何か理由があってそこなのですか。

○西本企画部長 これは業務量。八王子は、全国の業務量を比較した中で、平均的な業務量を持っているところがございますので、まずは代表としてそこを取った。足立事務所は、業務量の多い事務所の代表として、業務量的には、八王子の倍ほどある事務所です。それと、少ない事務所は、業務量が約半分です。そこを代表的にまず3つ取ったということになります。これは計測に結構時間と手間がかかっておりまして、まずは3か所、最低限必要なところは計測しようということで選んだということがございます。

○樫谷副主査 恐らく、規模の違うところは、おっしゃるとおりで、違うと思うのですが、これは一挙にやると、実務が混乱するといけないので、慎重に、かつ大胆にやっていただきたいと思いますが、例えばトラックの標準作業時間とか、あるいは自家用車の標準作業時間とか、大型とか、もうちょっと突っ込めば突っ込むほどいろいろな工夫が出てくると思うので、かといって、あんまり最初からびしびしやると現場がついていけないというものもあるのですが、その辺はマネジメントとして十分配慮していただきながら、詳細に詰めていただいて、標準時間を決めていただければ、非常にいい形になるのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

○西本企画部長 ありがとうございます。

○小幡主査 それでは、時間となりましたので、自動車検査独立行政法人の業務フロー・コスト分析に係るヒアリングの審議は、これまでとさせていただきます。

本件については、実際にやっていただいて、業務効率化による具体的な削減額なども示されているなど、非常に有意義な改善策が検討されている状況だと思います。

したがって、今後、ぜひ、こういった改善策の効果を検証していただいて、さらに、

この業務フロー・コスト分析の結果を生かして、コストの削減に取り組んでいただきたいと思います。

監理委員会といたしましては、こういった検証状況についてフォローアップを行っていきたいと思っております。ぜひ、引き続き、業務フロー・コスト分析の手法を活用して、継続的な業務改善に取り組んでいただければと存じております。

本日の議論の内容については、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理したいと思います。

整理したものについて、事務局から監理委員会の本委員会にお願いしたいと思います。

委員の先生方、本日質問できなかった事項等、さらにございましたら、事務局からそれはお願いしたいと思います。

事務局から何かありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○小幡主査 それでは、自動車検査独立行政法人の皆様におかれましては、御出席ありがとうございました。どうか、今後ともよろしく願いたします。